

名古屋外国語大学学長室会議規程

2014年4月14日規程第4号

(設置)

第1条 名古屋外国語大学（以下「本学」という。）における学長の主体的かつ的確円滑な大学運営を図るため、本学に学長の補佐機関として学長室会議を置き、もって本学の一層の発展を期する。

(審議事項)

第2条 学長は、次に掲げる事項を決定しようとするときは、学長室会議の意見を聴くものとする。

- 一 基本理念、将来構想及び長期計画に関する事項
- 二 国の法令により文部科学大臣の認可若しくは承認又は同大臣への届出が必要な事項
- 三 学部又は研究科の基本的な教育計画に関する事項
- 四 研究所又はセンターの組織及び運営に関する事項
- 五 教員の採用計画及び新設部署の教員の新規採用に関する事項
- 六 教員の服務、評価、懲戒その他の本学に属する人事に関する事項
- 七 研究の支援に関する事項
- 八 大学、国、地方自治体、高等学校、企業その他の団体との協定に関する事項
- 九 学生支援制度に関する事項
- 十 留学制度（海外の国際交流協定校制度を含む。）に関する事項
- 十一 大学評価に関する事項

2 学長は、本学の運営に関し必要と認めた事項を学長室会議の議に付することができる。

(組織)

第3条 学長室会議は、次に各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 学部長
- 四 研究科長
- 五 法人事務局長
- 六 大学事務局長

(招集)

第4条 学長室会議は、学長が定期及び臨時に招集する。

(議長)

第5条 学長室会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、学長室会議を主宰する。ただし、議長に事故がある場合は、あらかじめ議長が指名した副学長が代行する。

(招集の請求)

第6条 学長は、第3条に規定する委員から学長室会議の開催要求があったときは、学長室会議を招集するものとする。

(審議の請求)

第7条 名古屋外国語大学評議会規程第2条第1項第五号から第十四号までに規定する者は、学長室会議に所管事項に係る案件の審議を請求することができる。この場合、議題名、審議の必要性及び内容、審議の期限その他必要事項を記載した書面を添えるものとする。

2 前項の規定により学長室会議に審議の請求をした者は、議長の求めに応じて、学長室会議に出席し、発言することができる。

(定足数)

第8条 学長室会議は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第9条 学長室会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 法人事務局長は、学長室会議に出席し、意見を述べるることができる。

(資料の提出等の協力)

第10条 学長室会議は、必要があると認めるときは、本学の各部署又は関係者に対し、資料の提出、説明、意見の表示その他必要な協力を求めることができる。

(事務)

第11条 学長室会議の事務は、大学事務局長においてこれを担当する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学長室会議の運営に関し必要な事項は、学長室会議の議を経て学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月14日から施行する。
- 2 名古屋外国語大学言語教育開発センター規程第10条中「執行部会議（学長、副学長、学部長及び研究科長を構成員とする会議をいう。）」を「学長室会議」に改める。

附 則

この改正は、2015年4月1日から施行する。

